

研究の窓

生存権という権利をふり返って

佐 藤 進

第二次大戦後日本国憲法が制定され、その25条に社会政策的権利、社会権として生存権保障の定めが設けられることになった。この憲法25条を貫く生存権保障、社会保障、社会福祉の思想は、戦前のわが国においても思想的には論ぜられていたものである。ことに、ドイツのワイマール憲法などにみる生存権思想と、その具体化としての各種の社会立法などへの傾斜はその一つであろう。だが明治憲法から昭和憲法への憲法改正事業において、世界の潮流となりつつあった社会保障の思想、とりわけイギリスのビバリッジ卿のナショナル・ミニマムと社会保障制度とが大きな影響を与えてきたことは否定できない。とにかく当時をふり返ってみると、高野岩三郎、森戸辰男氏たちの憲法研究会の憲法草案などにみる「国民ハ健康ニシテ文化的水準ノ生活ヲ営ム権利ヲ有ス」や、尾崎行雄、海野普吉氏たちの憲法懇談会の憲法草案をはじめ、各政党の憲法草案に注目したのである。たとえば政党の日本社会党憲法要綱にみる「国民は生存権を有す、その老後の生活は国の保護を受く。」や、日本自由党の「私有財産及ビ正当ナル生活ノ安定ヲ保障ス」、さらに日本共産党の「人民は老年、疾病、労働災害その他労働能力の喪失および失業の場合に物質的保障をうける権利をもつ。この権利は国家または雇主の負担による労働災害予防設備、社会保険制度の発展、無料施療を始めとする広汎な療養施設によって保障される。」などの草案が発表されていたことも注目すべきことであった。これらの意見をうけて、当時の政府は、松本烝治國務大臣試案、さらに昭和21年3月の政府の憲法改正草案にみる「法律は、すべての生活分野について、社会の福祉及び安寧並びに公衆衛生の向上及び増進のために立案されなければならない」を構想したのであった。そしてこれが、さらに「法律は、すべての生活部面について、社会の福祉、生活の保障及び公衆衛生の向上及び増進のために立案されなければならない」と修文をみ、ここに前記の「安寧」が「生活の保障」に変わり、やがてこれが「社会保障」に改められていたのである。現行憲法にかかわらせてこの推移をみると、これが現行憲法25条2項であることが理解できるのである。これに、現行憲法25条1項（「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」）が付加されるこ

となる。この1項こそ、前記のように憲法研究会草案や社会党要綱などにみる生存権が修飾されたものであることが分る。そして、この憲法25条1項については、当時の衆議院の芦田均委員長報告は、「老年疾病者の生活の保障」、「家庭生活の保障」、「個人の生活権の保障」、さらに「就業の機会均等及び勤労の義務」など、単に緊急的な生活保障のみならず、かなり多面的にその保障を及ぼすことに言及されていたことに注目したいのである。

さらに、立法過程で、戦前生存権論を展開されていた牧野英一氏は、参議院の質疑において、「社会保障」に関し、政府答弁として当時の河合厚生大臣が「……社会保障の問題であります、この言葉は大体学界の言葉として段々と決っていくという傾向にあると思います。しかし生活保障などということよりも意味が広いように、私は只今の日本の用語としては解釈して居ります。それで、アメリカなり、或いはイギリスに社会保障制度を布くと云うような言葉が往々用いられるのでありますが、その言葉の意味は生活保障よりも広い方に解釈しております」という答弁を引き出しているのも興味深いのである。

ここでは、憲法25条の生存権保障の成り立ちや、その立法政策上の細い分析を試みるものではない。憲法25条の1項と2項とが、どのような形でドッキングしていったのか、その基礎にある当時の立法事情や、ことに憲法25条2項にみる「生活保障」の「社会保障」への転化、これに関してその当時の状況からみて、個人に対するものよりも、広く集団的なものを意味する用語としての「社会保障」への転換に、立法者の思いをみたかったからである。

さらに、その2項にみる「……立案されなければならない」が、「国は……努めなければならない。」への変化はともかく、当時の立法者の思いは今日理解されているような単に抽象的な努力義務としてよりも、かなり積極的な包括的な施策立案への思いをみることができたのである。このうけとり方が、今日の解釈とは一味違うものを感じるのは、当時の戦争から平和への移行と、生活再建への思い、また今日と事情を異にするミリュウによるものなのであろう。

憲法25条の生存権、立法経過にみる権利を、いま改めてふり返ったのは歴史

的な懷古趣味によったからではない。憲法 25 条は、抽象的な文言をとっているが、その立法過程をみるとき当時の具体的な生々しい生活事情を射程に入れてのことであったと考えられるからである。

今日憲法25条の生存権保障は、さらに快的生活権、あるいは健康権、環境権、住宅保障権、福祉文化権などの新しい権利概念を派生させてきているのも、一つの時代の流れといえる。一方、憲法 25 条生存権保障は、戦後の貧困時代から、今日の豊かな時代への転換、そして高度経済成長時代から低経済成長時代、また西欧型福祉国家政策から、自立自助による日本型福祉社会政策への時代に当面して、広義の社会保障制度政策の理念としてある意味ではきわめて重い意味をもっており、稀釈化されるものであってはならないことはいうまでもないのである。

憲法 25 条生存権は、法的にどのような意味をもっているかについて、朝日生存権保障訴訟や、堀木生存権保障の最高裁大法廷判決などによって国の道義的責任の強調がなされた。前記のように、この背景にある「……努めなければならない」の解釈が努力義務を生んだのであろうが、戦後においては前記のようにならり重い責務が約束されていたのである。社会保障も、国の公的責任として重い責任が負わされてきたのであった。

今日、時代は豊かな社会となり、生存権保障の理念とその内実化は、公的責任を免責させる時代となっているかといえば、否である。なるほど、公的責任は、公的な行財政の縮減化、合理化とからんで、公的サービスの合理化、公・私の役割分担、公・私の社会的責任論などとあわせて、その効率化、公的規制の緩和への流れを生んでいる。この流れも一つの時代の流れであろうが、この流れによって生存権保障が風化、空洞化されてはならない。生存権保障の理念やそれを中心にした社会保障の制度安定や、国民生活の安定のための哲学を政策制度技術によって矮小化させてはならないと考えるのである。いま一度、生存権保障という理念の原点をもとに、政策制度の内実化をどのように実現するかが、今日の課題ではなかろうか、と考えるのである。

(さとう・すすむ 日本女子大学教授)

テーマ 「医療と福祉の連携」

レポート：医療と福祉の連携について	……………(阪南中央病院内科医長)	岡 本 祐 三
レポート：医療と福祉の連携について	……………(東京大学教授)	郡 司 篤 晃
レポート：医療と福祉の連携について	……………(社会保障研究所主任研究員)	大 本 圭 野
—生活者の立場から—		
コメント：	……………((財)藤楓協会理事長)	大 谷 藤 郎
コメント：	……………(日本女子大学教授)	田 端 光 美
討 論(司会)	……………(社会保障研究所長)	小 山 路 男

あいさつ

社会保障研究所長 小山 路男

毎年いまごろになりますと、研究所のシンポジウムがはじまるわけですが、ことしは「医療と福祉の連携」というテーマで、シンポジウムを開催いたします。

申すまでもなく、高齢化が進行いたしますと、病気と病気でない状態との境目がだんだんなくなりまして、どこまでが医療で、どこからが福祉な

のか、そういうことが非常に難しくなる。しかも医療サービスも、福祉サービスも充実していればいいのですが、これがなかなか思うようにしていない。その間の連携がどうなっているのかということを、問題にしなければならないということは、両方とも実はまだ不十分だということだろうと思います。

そういう問題を、今後の日本の社会保障の進歩のために、どういう具合に解決していったらいいか、皆さん方とごいっしょに考えたいと思います。

きょうはお忙しいところをお集まり願ひまして、ありがとうございます。どうぞ時間までゆっくりご討論願ひたいと思います。

……………